

会津若松市Uターン等
移住促進キャンペーン業務委託

要求水準書

令和5年7月

会津若松市定住・二地域居住推進協議会

1 この要求水準書の位置づけ

この「会津若松市Uターン等移住促進キャンペーン業務委託要求水準書」（以下「要求水準書」という。）は、会津若松市定住・二地域居住推進協議会（以下「協議会」という。）が、業務の受託者を公募する「会津若松市Uターン等移住促進キャンペーン業務」（以下「業務」という。）の遂行にあたって、業務を受託する事業者に要求する業務の水準を示すものである。

要求水準書に定めのないもの及び疑義があるものについては、協議会と協議して決定する。また、事業者の企画提案書において、この要求水準と同等以上の成果を発揮し、かつ法令・告示・通達等による基準を満たすと認められる提案がなされている部分は、事業者の企画提案書の内容を優先するものとする。

2 業務の概要・目的

「会津若松市Uターン等移住促進キャンペーン業務委託プロポーザル募集要項」（以下「募集要項」という。）を参照。

3 業務期間

契約締結日 ～ 令和6年3月31日（日）

4 会津若松市Uターン等移住促進キャンペーン業務要求水準

(1) 共通項目

- ① 主なターゲット
 - ・会津若松市出身もしくは会津若松市にルーツ（両親が会津若松市出身など）がある、首都圏を中心とした県外在住の20代～40代
- サブターゲット
 - ・上記の親族や友人（会津地域在住者）
- ② キャンペーン期間
 - ・令和5年12月1日～令和6年3月31日
- ③ 本事業のスケジュール（案）は下記の通りとし、協議会と協議の上決定する。

時期	内容
11月 月上旬	キャンペーン特設ウェブサイト開設
12月 月上旬	キャンペーン開始、SNS・ウェブ広告開始
12月 下旬	新聞広告
1月 月上旬	新聞広告

④ 訴求するメッセージ

対象	メッセージ
会津若松市出身もしくは会津若松市にルーツ（両親が会津若松市出身など）がある、首都圏を中心とした県外在住の20代～40代	・皆さんの経験や知識等を会津若松市で発揮してほしい ・いつでも帰って来て欲しい
上記の親族や友人（会津地域在住者）	・市の移住支援制度や子育て支援策やふるさと

	で暮らす魅力を、県外に住む家族や友人へ伝えてほしい。
--	----------------------------

- ⑤ 本事業全体のコンセプト、広告の手法・内容、PR動画の内容など、提案全体を通じて、統一感のある内容とし、ターゲットの目を引く提案をすること。

(2) キャンペーンコンセプトの構築及びキャンペーンの名称設定

ターゲットに効果的に訴求する本事業全体のコンセプトの構築及びキャンペーンの名称を選定理由とともに提案すること。首都圏を中心とした県外在住の会津若松市出身者のUターンや孫ターン等を促進する内容とし、協議会と協議のうえ決定する。

※ 孫ターンとは、祖父母や両親が本市に在住もしくはは在住していた県外在住者が本市へ移住すること。

(3) キャンペーン特設ウェブサイトの制作・運用

本キャンペーンの特設ウェブサイトをキャンペーン開始日の30日前までに仮稼働し、開始日までに本稼働することとし、掲載内容(案)は下記のとおりとする。ただし、掲載順序及び掲載量は指定しない。なお、下記以外でターゲット層にとって効果的と考える情報があれば提案すること。

① 掲載内容(案)

- ・トップページ
- ・新しい会津若松市の紹介
- ・Uターンのメリット・デメリット
- ・Uターン移住実践者のインタビュー
- ・(5)で制作するPR動画
- ・求人情報、就業サポート体制、創業支援制度、新規就農支援制度の案内
- ・Uターンや孫ターンなど移住支援制度の案内
- ・移住相談会等イベントの案内
- ・移住相談窓口の案内

② 本キャンペーンや本市の移住支援策等を分かりやすく伝え、ターゲットの興味を引くようなデザインとすること。

③ パソコン用ウェブサイトと別にタブレットやスマートフォンにも対応したデザインを取り入れること。

④ 「会津若松市移住ウェブサイト」(<http://aizuwakamatsu-iju.jp/>)のリンクを貼り、両サイト内を巡回しやすいようにすること。

⑤ 各ページの作成に必要な情報や素材は、既存の「会津若松市移住ウェブサイト」(<http://aizuwakamatsu-iju.jp/>)を参照するほか、協議会と相談のうえ受注者が収集すること。本契約により作成されたコンテンツに係る著作権、構成素材の著作権は、協議会に帰属するものとする。

(4) キャンペーンの広報・広告(提案見積額の5割以上の額を当該業務に使用すること)

本市の移住促進の取り組みや、関連イベントの周知等のため、委託費の範囲内でターゲット層に合わせた下記の広告デザイン内容を提案すること。

① 地元新聞2紙への広告掲載

年未年始で帰省した県外在住者及び本市に住む親族や友人に向けて、福島民報社の会津版及び福島民友新聞社の会津方部版へ紙面広告を掲載する（広告デザインや原稿作成も含む）。

ア 広告実施日：令和5年12月29日～12月31日の間で1紙、
令和6年1月1日～4日の間で1紙。

イ 規格・仕様：1面（15段）、カラー

ウ 掲載内容（案）は下記のとおりとする。

- ・市長メッセージ及び市長写真
- ・Uターンや孫ターンなど移住支援制度の案内
- ・移住相談会等イベントの案内
- ・移住相談窓口の案内

② 配布用チラシの制作

ア 仕様：A4版両面カラー

イ 掲載内容（案）は下記のとおりとする。

- ・市長メッセージ及び市長写真
- ・Uターンや孫ターンなど移住支援制度の案内
- ・移住相談会等イベントの案内
- ・移住相談窓口の案内

ウ 配布時期：令和5年12月末～令和6年3月末

エ 制作部数：20,000枚及び電子データ

③ インターネット広告及びSNS広告

本市への移住やUターン等の顕在層及び潜在層を検索ワードやプロフィール等で絞り込みインターネット広告を展開し、(3)のキャンペーン特設ウェブサイトに誘引することにより、本市の移住支援制度や移住相談会等イベントの案内、移住相談窓口の案内等、移住に役立つ情報を効果的に発信するとともに、本市への移住やつながりづくりに向けた具体的な行動を喚起する企画提案を行い、実施すること。なお、SNS広告は複数の媒体で実施すること。

ア 各媒体のインターネット広告及びSNS広告の企画制作、展開

イ 各媒体のインターネット広告及びSNS広告の効果測定、報告

(5) PR動画の制作

① (2)で提案する本業務におけるコンセプトのもとに、本市へのUターンや孫ターンなどの移住を考える契機となるような内容及び会津若松市の子育てや暮らしやすさをPRする動画を企画・制作すること。

ア 1本あたり15秒から1分程度の動画を5本以上作成すること。

イ 動画の総時間の合計が3分以上となること。

ウ 15秒の動画及び30秒の動画は必ず1本ずつ作成すること。

エ 各動画のサムネイルを作成すること。

③ 出演者等の選定及び交渉は協議会と相談のうえ受託者が行うこと。人物を出演させる場合は、会津若松市在住者とする。また、撮影場所、撮影時間、クリエイター、出

演者、音響効果、特殊効果等について工夫することとし、撮影する際に必要な調整及び許認可等の諸手続き等は、原則として受託者が行うこと。

- ④ (3)のキャンペーン特設ウェブサイト、動画投稿サイト、SNS等多様な媒体で使用することを想定した内容とすること。
- ⑤ PR動画データはWEB上に掲載可能な形式で納品すること。
- ⑥ その他、詳細については協議会と協議しながら作成するものとする。

(6) 独自提案

- ① 上記(2)~(5)の実施と連動し、本業務の目的を達成するために有益と考えられる独自提案事項がある場合は、企画提案すること。ただし、実施に要する経費は全て当初の契約金額に含むものとする。
- ② 提案の際には、独自提案事項の理由やそれを実現するための方法等を具体的に示すこと。

(7) 成果品

- ① 業務報告書
- ② 事業に掲げる内容を記録（記録写真・動画・新聞・メディア等の掲載記事等の収集）したもの。
- ③ その他、協議会が必要と認める資料
- ④ 納品形式や場所は別途定める。

(8) その他

- ① 移住相談会等イベントのスケジュール（案）は下記の通り

時期	内容	場所
1月 中旬	移住相談会	東京都内
1月 下旬	親族や友人（会津地域在住者）向けの移住相談会	会津若松市内
2月 中旬	つながりづくり交流会・移住相談会	東京都内
3月 月上旬	移住セミナー・移住相談会	東京都内

- ② この要求水準書は、大要を示すものであり、ここに明記されていない事項であっても当該業務に関連すると判断され、協議会が必要と認めたものについては、協議のうえ誠実に履行すること。
- ③ 第三者の著作物を利用して作成する場合は、第三者の許諾を得ておくこととし、万が一、第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責において解決するものとし、必要な経費も受注者が負担するものとする。
- ④ 本業務の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染防止対策に努めること。また、新型コロナウイルスの影響等により本業務が実施できない場合、受注者は協議会と協議の上、必要に応じて代替策を実施するものとする。
- ⑤ 受託者は、本業務の履行にあたり個人情報の漏えいを防止するため、必要な措置を講じること。また、受託者は、本業務の履行にあたり知り得た情報を本業務以外に使用してはならない。本業務の履行期間が満了した後も同様とする。

- ⑥ 成果品や電子データ等、本契約により作成されたコンテンツに係る著作権、構成素材の著作権は、協議会に帰属するものとする。
- ⑦ 写真、画像、イラスト等のデータ使用にあたっては、第三者の肖像権・著作権等の権利を侵害することのないよう注意すること。
- ⑧ 会津若松市発注工事等からの暴力団等排除措置要綱を遵守すること。